

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

平成28年12月 1日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 様

川口市長 奥ノ木 信 大 印



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、別添のとおり諮問します。

・諮問の概要

業 務 の 名 称	国民健康保険に関する事務
業 務 の 概 要	別添評価書のとおり
特 定 個 人 情 報 の 内 容	別添評価書のとおり （個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、 その他住民票関係情報など）
対 象 者 の 範 囲	別添評価書のとおり
特 定 個 人 情 報 の 保 護 措 置	・ 川口市個人情報保護条例に基づく ・ 番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第9条） 個人番号に関する安全確保の措置（第10,11,12条） 特定個人情報の提供制限等（第15,16,19,20条） 他
担 当 課	企画財政部 情報政策課 電話 048-259-7241 内線 2134・2135
備 考	評価書はパブリックコメント（平成28年12月9日～平成29年1月13日）実施後、差替えを予定

特定個人情報保護評価の実施について

1. 特定個人情報保護評価とは

番号制度は、住民票を有するすべての方に個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用し、公平・公正な社会の実現、国民（市民）の利便性向上、行政の効率化を図ることを目的に、平成28年1月より実施されている。

この個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねないため、番号法において、個人番号を含む個人情報である特定個人情報について、一般法よりも厳格な各種の保護措置を設けており、その保護措置の1つが「特定個人情報保護評価」である。

2. 特定個人情報について

- ・個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ・特定個人情報も個人情報の一部であり、原則として個人情報保護条例が適用される。しかし、特定個人情報は、個人番号によって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護条例よりも厳しい保護措置を番号法で設けている。

3. 特定個人情報保護評価の目的

（別添 資料1－1）

- ・事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- ・国民、住民の信頼の確保

4. 特定個人情報保護評価の内容

- ・特定個人情報が漏えいしてしまうリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置や、その措置が個人のプライバシー等の権利利益を保護する措置として十分であることを、特定個人情報の取扱い前に宣言するもの。

5. 特定個人情報保護評価の実施方法

- ・国の第三者機関である特定個人情報保護評価委員会が示す「特定個人情報保護評価指針」（以下「指針」とする）に基づき、評価実施機関が評価書を作成・公表する。

※指針は以下のホームページを参照

個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/>

6. 特定個人情報保護評価の手続き

(別添 資料 1-2、1-3)

- ・手続きについては、指針に基づき以下のとおり行う。

(1) 特定個人情報保護評価書の作成

- ・評価を計画的な実施と適切な管理のため計画管理書を作成する（指針第5の1）
- ・評価対象となる業務システムごとに「しきい値判断」を実施（指針第5の2）

(2) 住民等からの意見の聴取

- ・全項目評価書を作成する場合は、評価書に市民意見を反映する必要がある（指針第5の3-(3)-イ）ため、川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づき、意見を聴取する。

(3) 第三者点検の実施

- ・全項目評価の際には、外部有識者の意見を反映するための第三者点検が必要。（指針第5の3-(3)-イ）
- ・指針により「原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受ける」とされていることから、本市においては「川口市情報公開・個人情報保護運営審議会」において点検を行う。

(4) 評価書を市民へ公表

- ・作成した評価書を特定個人情報保護評価委員会へ提出した後、市民へ公表を行う。（指針第5の3-(4)）
※評価書は公開を原則とするが、セキュリティ上リスクのある部分などは非公表とすることができる。

(5) 各評価書の見直し

- ・公表した評価書は、年に1回見直し、変更の必要性を検討するよう努める。（指針第5の4）
- ・また、5年を経過する前には再実施するよう努める。（指針第6の2-(4)）
- ・評価書に重要な変更がある場合やしきい値判断に変更がある場合などは、随時再評価を実施する。（指針第6の2(2)及び(3)）

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

- 番号法 第26条・第27条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）
- 特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

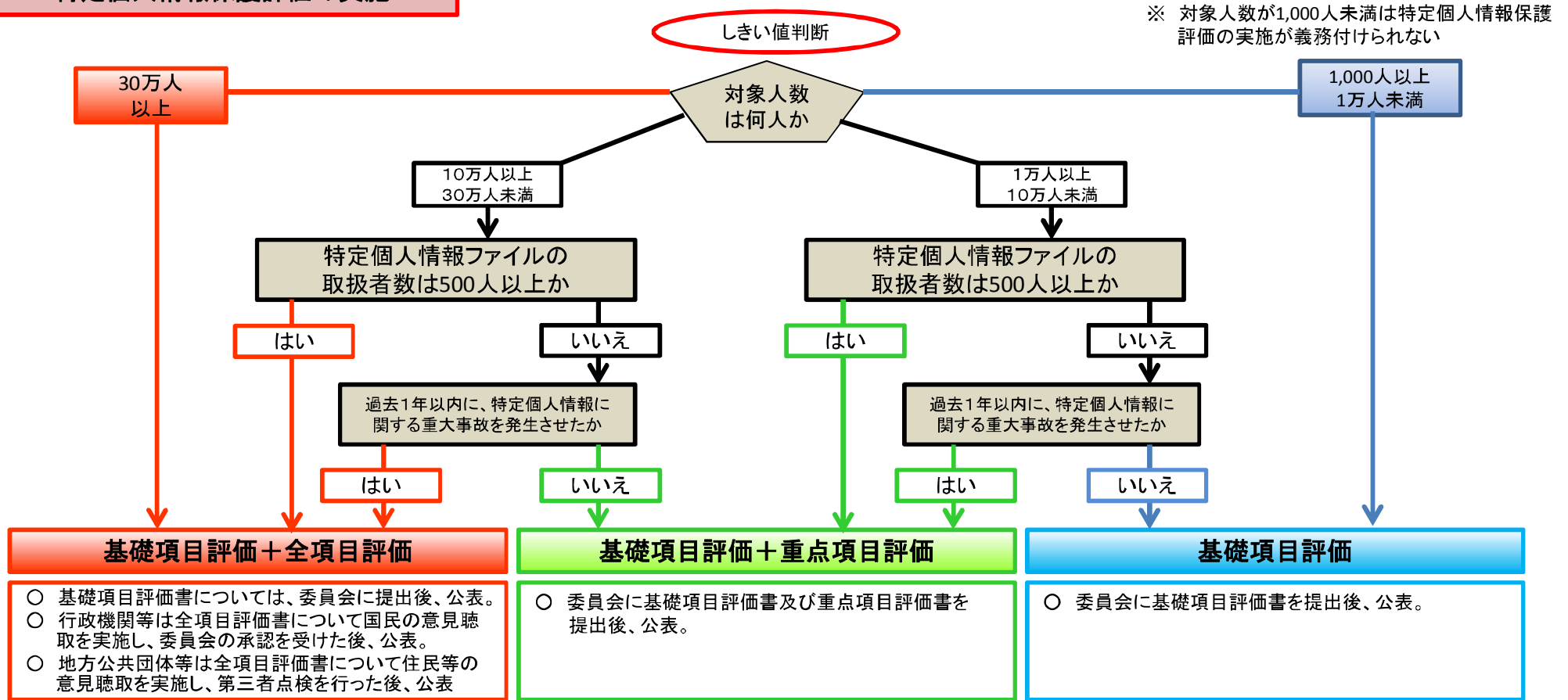
特定個人情報保護評価の実施手続

資料 1 - 2

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



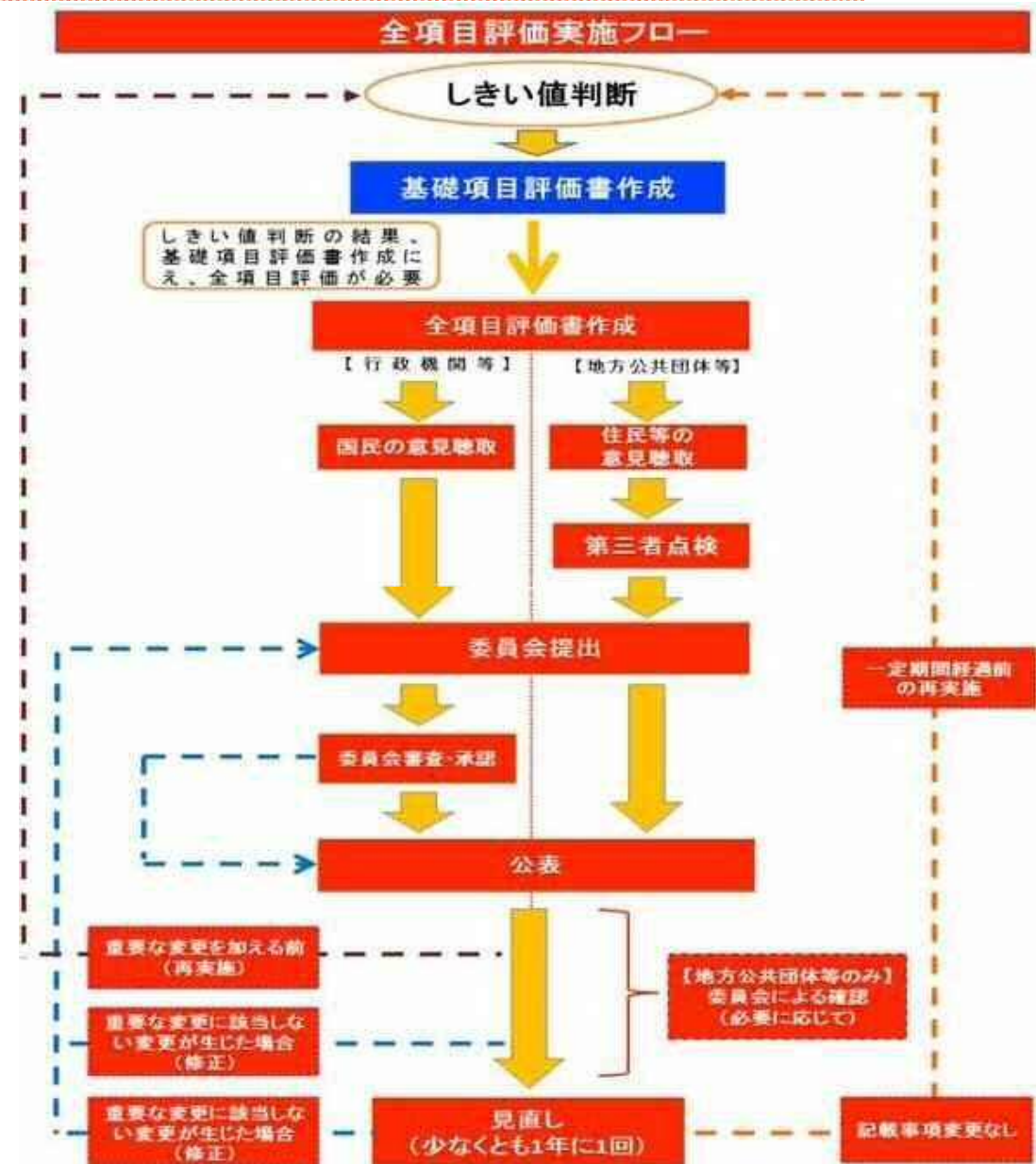
実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続



指針(第10 1(2))

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 特定個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価 (全項目評価書) 案について

1 事務の名称

No.13 国民健康保険に関する事務

基礎項目評価：平成27年6月17日実施
全項目評価：平成27年9月10日実施
※公表は基礎項目、全項目ともに平成27年9月10日

2 再評価をすることになった理由等

国民健康保険において、平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理を行うこととなり、すべての市町村が共同して、個人番号を含む資格管理事務及び当該事務処理に必要な国保情報集約システムに係る運用管理事務を国民健康保険団体連合会に委託することとなりました。

それにより、現在公表している国民健康保険に関する事務における特定個人情報保護評価の内容に重要な変更が生じるため、再評価をするものです。

3 主な変更内容

- ・事務の内容に、資格継続業務及び高額該当回数の引継ぎ業務を追加
- ・システムの内容に、国保総合（国保集約）システムを追加
- ・委託事項に「資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務」を追加（委託先：埼玉県国民健康保険団体連合会）
- ・上記に付随するリスク管理に関する内容を追加
- ・その他法令の改正に伴う修正等

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(案)

評価書番号	評価書名
13	川口市 国民健康保険に関する事務（全項目評価書）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	・国民健康保険法(以下「国保法」という。)、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税(以下「保険税」という。)の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ② 被保険者証(以下「保険証」という。)及び資格証明書等の交付。 ③ 高齢受給者証(以下「高齢証」という。)の負担割合の決定及び証の交付。 ④ 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤ <u>資格継続事務。</u> 2. 保険税賦課・徴収事務 ① 所得情報により保険税を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。) ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③ 保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④ 保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 保険税の口座振替情報の管理。 3. 保険給付事務 ① 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ② 人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病(以下「特定疾病」という。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③ 療養費、移送費の支給。 ④ 食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤ 高額介護合算療養費の支給。 ⑥ 出産育児一時金の支給。 ⑦ 葬祭費の支給。 ⑧ 他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨ 一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩ 保険給付の一時差し止め。 ⑪ 埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫ <u>高額該当回数の引き継ぎ事務。</u> ※なお、1. 資格管理事務の⑤資格継続事務及び3. 保険給付事務の⑫高額該当回数の引き継ぎ事務については、平成30年の事務開始に向け準備を行っているところであるため、これらに関する記述は、国保連合会より現時点で提示されている情報を元に記載するものである。また、内容に変更があった際はその重要度に応じて評価書を見直すものとする。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1. 資格・賦課機能 ・住民基本台帳情報管理機能:住所、氏名、世帯情報等の管理・更新をする機能。 ・被保険者資格管理機能:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する機能。 ・保険証発行機能:保険証、資格証明書印刷や発行履歴を管理する機能。 ・保険税賦課機能:所得情報の更新や減免・減額、被保険者資格の異動に伴う保険税額を計算する機能。 ・限度額認定証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・高齢証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・<u>資格継続事務に関する機能。</u> 2. 徴収・収納機能 ・保険税納付書発行機能:保険税の納付書を発行する機能。 ・収納管理機能:保険税の収納状況及び滞納状況を管理し、督促状等の滞納関連帳票を出力する機能。過誤納金がある際に、還付・充当処理により還付等関連帳票を出力する機能。 ・口座振替管理機能:保険税の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力する機能。 3. 給付機能 ・療養給付の履歴を管理する機能。 ・高額療養費、療養費の支給処理及び支給履歴を管理する機能。 ・出産育児一時金、葬祭費の支給履歴を管理する機能。 ・<u>高額該当回数の引き継ぎ事務に関する機能。</u>
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム2

①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	収納管理システムから共通基盤システムを介して連携される収納情報に基づき、滞納となっているデータを管理する。主な機能は以下のとおり。 1. 滞納状況の照会機能 各課税データ毎の滞納状況を照会する機能。 2. 催告書データの作成機能 納税者に送付する催告書のデータを作成する機能。 3. 照会資料作成機能 金融機関や自治体等の他機関へ、納税者の実態調査を行うための照会資料を作成する機能。 4. 滞納処分の入力及び進行管理機能 差押や換価・取立等、納税者毎に滞納整理の情報を入力し、進行を管理する機能。 5. 架電データ作成及び結果反映機能 月次で納税コールセンターに提供する架電データを作成する機能。 また、オペレーターと納税者との折衝記録を月次でコールセンターから受領し、システムに反映させる機能。 6. 滞納者データの作成機能 月次で納税者の滞納状況を一括で抽出する機能。 7. 納税相談等の折衝による経過記録の登録機能 納税相談の内容や文書送付、その他必要と思われる項目をシステムに記録する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

システム3

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能。 ・送信データ作成機能、送受信管理機能。 ・庁内システムとの連携機能。 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能。 ・文字コード変換処理機能。 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能。 ・宛名紐付自動作成機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ 中間サーバ ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム4

①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能。 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能。 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能。 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能。 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (各基幹系業務システム)

システム5

①システムの名称	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能。 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能。 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能。 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能。 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介して連携する機能。 8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能。 9. 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 （ 収納管理システム ） [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム8	
①システムの名称	税宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者（転出者、死亡者等も含む）及び法人における宛名情報を更新する機能。 2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者（転出者、死亡者等も含む）及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能。 3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能。 4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能。 5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能。

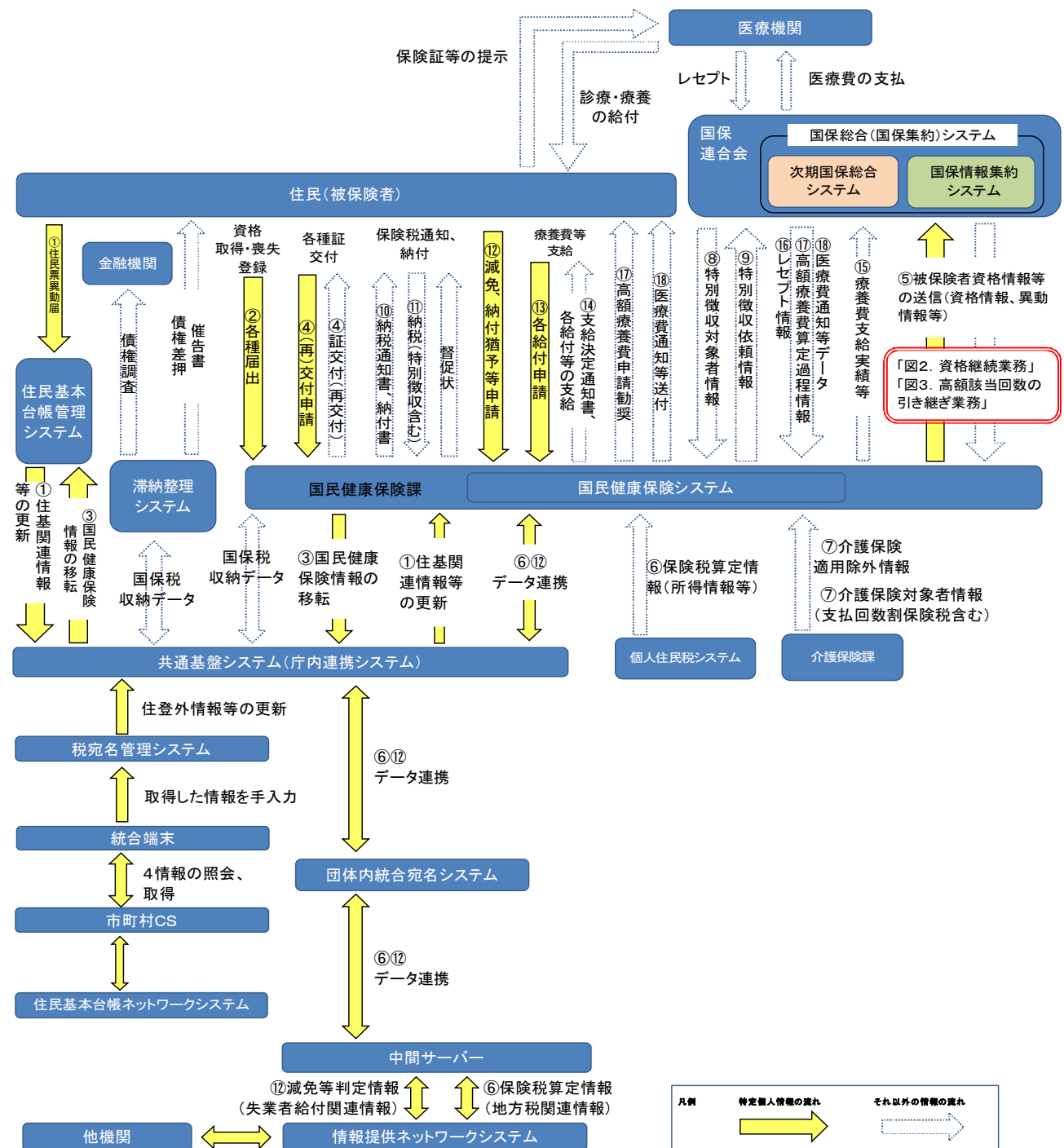
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続事務(詳細は別添1-図2「資格継続事務」を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信機能 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)機能 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出地市区町村と転入地市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする機能。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する機能。 2. 高額該当回数の引き継ぎ事務(詳細は別添1-図3「高額該当回数の引き継ぎ事務」を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)機能 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)機能 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する機能。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能をいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (※他システムとは接続しない)

3. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・国民健康保険の被保険者等の資格の取得・喪失を正しく把握し、被保険者の資格に基づく保険給付事務を公平・公正かつ効率的に行うため。 ・番号法に基づき、本人確認及び情報提供ネットワークを通じた情報提供並びに情報照会を行うため。 ・被保険者からの申請時において、申請忘れや重複申請などを未然に防ぎ、給付事務を適正に行うため。 ・地方税法及びその他の地方税に関する法令に基づき、国民健康保険税の公正・公平な賦課徴収事務を行うため。 ・番号法に基づき、本人確認及び情報提供ネットワークを通じた情報提供並びに情報照会を行うため。	
②実現が期待されるメリット	・本人確認情報により個人を正確かつ迅速に特定できるため、資格及び給付に関する届出を効率的に処理することができる。 ・他保険者等の給付情報について情報提供を得られることにより、川口市と他保険者間での給付調整が効率的に行われ、給付適正化が図られる。 ・賦課徴収事務における手続きの簡素化及び添付書類の削減により、<u>負担が軽減される</u>。 ・各種申請及び申告等に必要な行政機関が発行する添付書類を省略することにより、手続きの負担が軽減される。 ・本人確認情報により個人を正確かつ迅速に特定できるため、賦課徴収事務を効率的に行うことができる。 ・地方税関係情報、住民票関係情報等を情報提供ネットワークを介し照会ができるため、効率的に納税義務者等に係る情報を把握し、公平かつ公正な賦課徴収事務が行える。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。))が含まれる項) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、<u>97、106</u>、109の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <u>第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条</u> [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、<u>38</u>、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、<u>85の2</u>、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <u>第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条</u> 【別表第2における情報照会】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」等を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 42～45の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、26条 [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 健康増進部 国民健康保険課
②所属長	国民健康保険課長 鈴木 茂
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

< 図1 >



(備考)

[資格(被保険者)情報の管理に関する事務]

- ① 住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認・被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認を行う。
- ② 被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認を行う。
- ③ 住民記録業務へ被保険者の国民健康保険情報を移転する。
- ④ **保険証、高齢証**の交付申請を受理し、確認および交付する。
- ⑤ 被保険者資格情報・異動情報等を国保連合会に**送信**する。

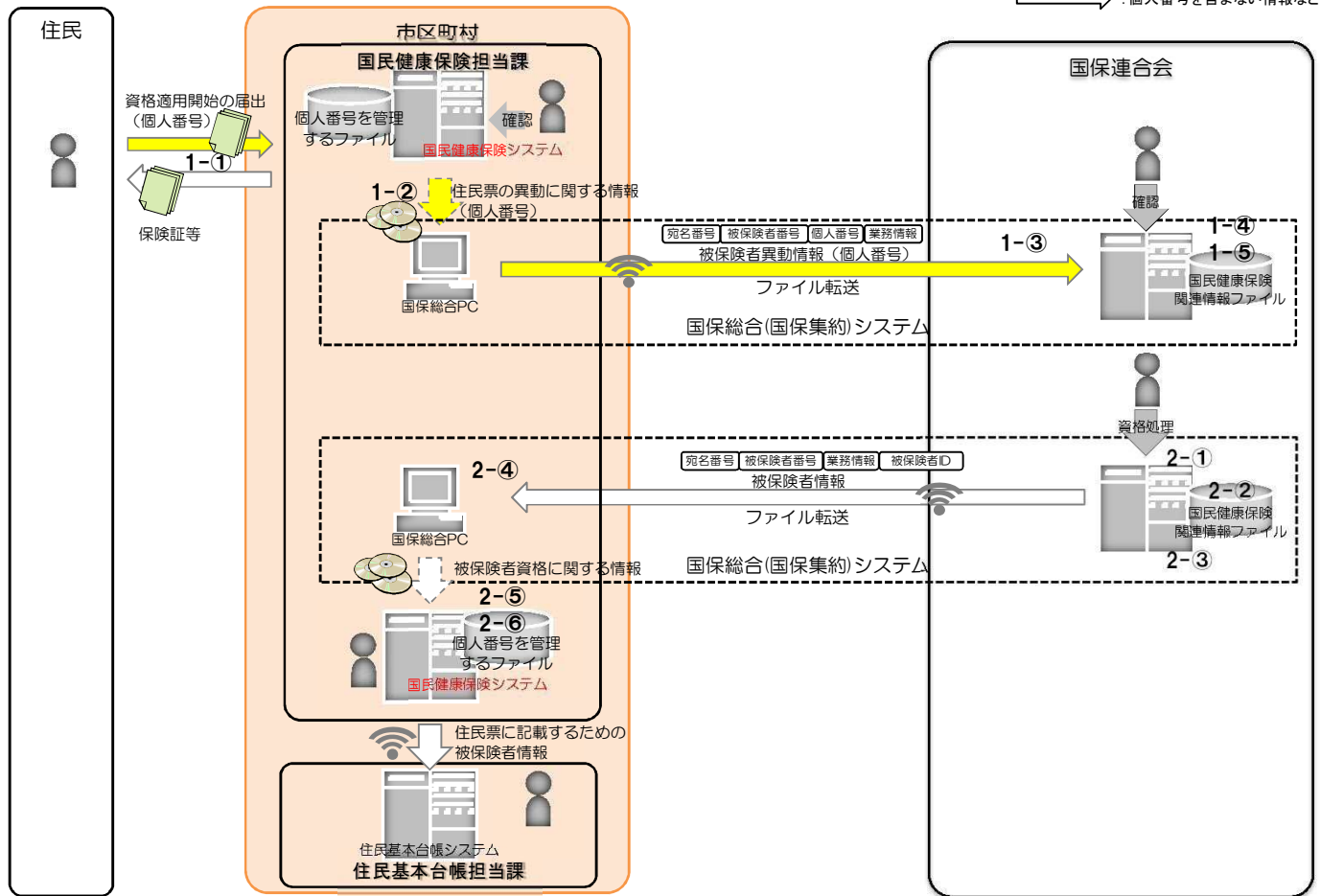
[保険税の賦課・徴収管理に関する事務]

- ⑥ 保険税の算定等のための所得・資産の把握を行う。
(当該市区町村内の個人住民税(所得情報)の把握、当該課税年度の1月1日に住所を有していた市町村への所得情報確認(情報提供ネットワークシステムを介した照会))
- ⑦ 介護保険適用除外・介護保険対象者情報(支払回数割保険税含む)を把握する。
- ⑧ **国保連合会から特別徴収対象者情報を受信し**、介護保険料の徴収方法の検討、決定を行う。(特別徴収に係る調査等)
- ⑨ 特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知する。
- ⑩ **納税通知書、納付書等を送付する。**
- ⑪ 通知した保険税について、普通徴収(口座振替含む)または特別徴収の方法で徴収する。
- ⑫ 保険税の減免、納付猶予等の申請受理および判定を行う。
※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会する。
 - ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日(旧被扶養者に関する減免)
 - ・雇用保険の受給資格、受給種別(非自発的失業者に関する軽減)等

[給付管理に関する事務]

- ⑬ 各給付申請の受理、確認を行う。
- ⑭ **各給付の**申請内容について審査を行い、各世帯の所得状況に応じた給付(支給)額、負担限度額を決定し、通知・支給する。
- ⑮ 療養費支給実績を国保連合会に送信する。
- ⑯ 国保連合会からレセプト情報を受領し、過誤・不当利得の確認を行う。
- ⑰ 国保連合会で算定した高額療養費情報を受領し、高額療養費申請勧奨を行う。
- ⑱ 国保連合会から医療費通知等データを受領し、被保険者に医療費通知等を送付する。

図2. 資格継続事務



(備考)

1. 資格継続事務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
住民には、必要に応じて保険証等を交付する。
 - 1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
 - 1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
 - 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
 - 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
- また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

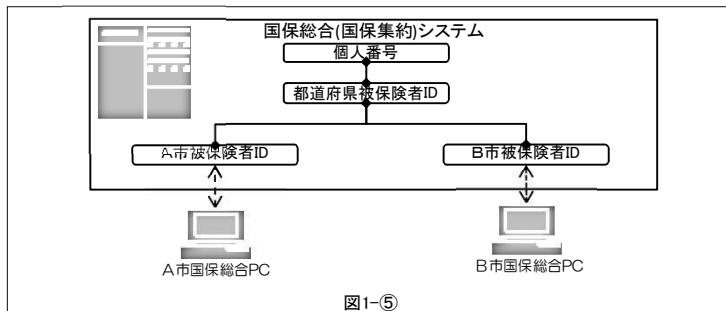
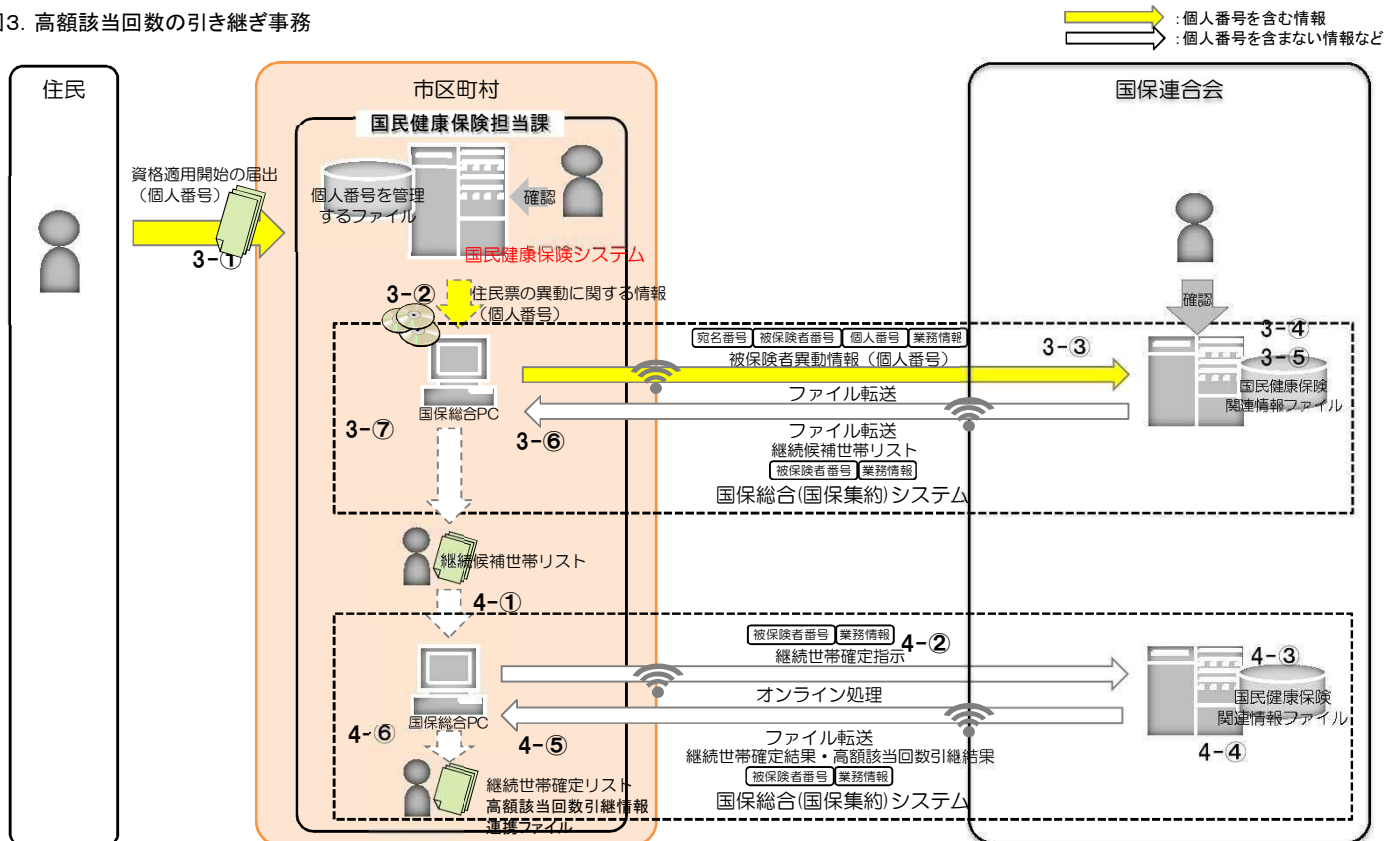


図1-⑤

(2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
- また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。
- 市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

図3. 高額該当回数の引き継ぎ事務



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ事務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3)継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
- 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。

4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。

4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。

また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当回数情報の引き継ぎが実施される。

4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果が作成される。

4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果を配信する。

4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。

また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当回数引継情報連携ファイルを確認し、高額該当回数情報が引き継がれたことを確認する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市国民健康保険被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主並びに特定同一世帯所属者	
	その必要性	保険税の賦課徴収・資格管理・給付関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成や所得情報を把握するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先(電話番号等):資格管理や保険証交付に際する住所等の確認及び本人への連絡等のために保有。 ・その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 ・医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険税賦課を行うために保有。 ・地方税関係情報:保険税の賦課決定、高齢証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 ・児童福祉・子育て関係情報及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化及び条例に基づく保険税の減免の適正のために保有。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 ・雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険税の減額を行うために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険税の特別徴収を行うために保有。 ・年金関係情報:保険税の特別徴収及び国民健康保険資格適用適正化の確認のために保有。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	国民健康保険課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉1・2課、高齢者保険事業室、国民年金課、介護保険課、障害福祉課、子ども育成課、子育て相談課) [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [] 民間事業者 () [○] その他 (埼玉県国民健康保険団体連合会)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③入手の時期・頻度	<u><本人等からの入手></u> 随時 <u><国保連合会からの入手></u> 川口市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・資格継続事務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 頻度: 日次(平成30年4月1日以後) ・高額該当回数の引き継ぎ事務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当回数情報を引き継ぐための情報。 頻度: 月次(平成30年4月1日以後)
④入手に係る妥当性	<u><その他の入手></u> ・申請時に本人からの書面による提供を原則とし、保険資格、保険税賦課・徴収及び保険給付に必要な情報を入手する。 ・必要に応じて、情報提供ネットワークシステム等で情報を入手する。 ・現物給付については被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 <u><国保連合会からの入手></u> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、川口市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、川口市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続事務 ・被保険者情報 : 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ事務 ・引き継ぎ情報 : 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。

⑤本人への明示		番号法第14条第2項、同法第19条4項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているとともに、本人から特定個人情報を含む届出があった際は、使用目的を記載した資料の明示または口頭で使用目的を説明する。
⑥使用目的 ※		被保険者の1. 資格の管理 2. 保険税の賦課 3. 保険税の収納 4. 保険給付の各業務に使用
変更の妥当性		－
⑦使用の主体	使用部署 ※	国民健康保険課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、納税課、特別債権回収室
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 被保険者資格の管理 ・住民票情報、他保険資格情報、生活保護受給情報、児童福祉施設や障害者支援施設等への入退所情報を確認し、資格の取得・喪失や変更を行う。 2. 保険税賦課に関する事務 ・所得額や資産税額により保険税の賦課を行い、雇用保険の受給資格情報や医療保険者の被扶養者情報、減免に関する条例に基づく情報の確認により保険税の減額や減免を行う。 3. 収納管理等 ・保険税未納に伴う督促、催告。 ・保険税過誤納金による還付、充当。 ・保険税を滞納している世帯の所得状況を把握することで納付相談等に活用。 ・保険税の口座振替情報の管理。 ・保険税の納付書等の発行。 4. 保険給付の支給に関する事務 ・高齢証の負担割合の決定及び証の交付。 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ・特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ・療養費、移送費の支給。 ・高額介護合算療養費の支給。 ・出産育児一時金の支給。 ・葬祭費の支給。 ・他の法令による医療に関する給付との調整。 ・一部負担金の減免申請による審査・決定。 ・保険給付の一時差し止め。 ・国保連合会との被保険者情報の授受及び、保険給付の支給決定。
情報の突合 ※		・団体内統合宛名情報及び国民健康保険世帯主情報を突合して、各種通知書を送付する。(上記1～4) ・団体内統合宛名情報及び国民健康保険被保険者情報を突合して、保険証を交付する。(上記1) ・国民健康保険世帯員及び国民健康保険世帯主の市・県民税情報(固定資産税情報含)、生活保護関係情報、その他社会保障関係システム情報を突合して、保険税を課税する。(上記2) ・団体内統合宛名情報、市・県民税情報、介護保険情報、その他の医療保険給付情報を突合して、高齢証など各種証の交付及び保険給付の額を決定する。(上記4)
情報の統計分析 ※		国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。

委託事項2		滞納管理システム運用支援・改修業務	
①委託内容		滞納管理システム運用支援・改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	川口市国民健康保険税の納税義務者	
	その妥当性	公平・公正かつ効率的な滞納管理事務を行うため必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (市役所の入退室管理された電算機室内にてシステムを直接操作する。)	
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名		彩ネット株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、川口市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。	
	⑨再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等	
委託事項3		資格継続事務、高額該当回数の引き継ぎ事務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		<u>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続事務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引き継ぎ事務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</u> <u>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数の引き継ぎ事務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</u>	

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 [<u>特定個人情報ファイルの一部</u>]
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [<u>10万人以上100万人未満</u>]
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、川口市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、川口市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条第1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数の引き継ぎ事務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [<u>10人以上50人未満</u>]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		<u>川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。</u>
⑥委託先名		<u>埼玉県国民健康保険団体連合会</u>
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [<u>再委託する</u>]
	⑧再委託の許諾方法	<u>委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、川口市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。</u>
	⑨再委託事項	<u>資格継続事務、高額該当回数の引き継ぎ事務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。</u>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (82) 件 [☐] 移転を行っている (10) 件 [☐] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙Ⅱ-5参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙Ⅱ-5参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5参照)
③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2の第4欄に掲げる情報(別紙Ⅱ-5参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	削除
移転先1	川口市 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務
③移転する情報	国民健康保険資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先2	川口市 子ども育成課
①法令上の根拠	①・② 番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	①子ども医療費の支給に関する事務 ②ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	川口市 障害福祉課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1 8の項 (別表第1省令第8条) ②・③番号法第9条第1項 別表第1 84の項 (別表第1省令第60条) ④番号法第9条第2項、川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	① 障害児通所給付関係事務 ② 自立支援給付又は地域生活支援関係事務 ③ 障害福祉サービスにおける利用者負担額(特定障害者特別給付費)算出事務 ④ 重度心身障害者医療費の助成に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	川口市 保健センター
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1 49の項 (別表第1省令第40条) ②番号法第9条第1項 別表第1 76の項 (別表第1省令第54条)
②移転先における用途	① 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ② 健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	川口市 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 41の項 (別表第1省令第32条)
②移転先における用途	社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先6	川口市 長寿支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 41の項（別表第1省令第32条）
②移転先における用途	養護老人ホーム入所に係る負担金徴収事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	川口市 生活福祉1課・2課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1 15の項（別表第1省令第15条） ②番号法第9条第2項、川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	①生活保護に関する事務 ②外国人に対する生活保護に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先8	川口市 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項 <u>(別表第1省令第16条)</u>
②移転先における用途	市税滞納整理に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税収滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先9	川口市 特別債権回収室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項 <u>(別表第1省令第16条)</u>
②移転先における用途	国民健康保険税滞納整理に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税収滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報		資格情報		証交付回収情報	
No	項目名	No	項目名	No	項目名
1	宛名番号	1	保険証番号	1	保険証番号
2	個人番号	2	宛名番号	2	宛名番号
3	履歴番号	3	世帯主宛名番号	3	世帯主宛名番号
4	有効フラグ	4	国保有有効フラグ	4	保険証種別区分
5	住民区分	5	続柄コード	5	有効期限
6	住民日	6	国保資格区分	6	短期証種別区分
7	住民届出日	7	適用開始事由国保異動事由	7	対象年度
8	住定日	8	適用開始異動年月日	8	最新フラグ
9	実定日	9	適用開始届出年月日	9	判定負担区分
10	世帯番号	10	適用終了事由国保異動事由	10	前回負担区分
11	世帯主氏名カナ	11	適用終了異動年月日	11	途中変更負担区分
12	世帯主氏名漢字	12	適用終了届出年月日	12	途中変更適用年月日
13	氏名カナ	13	退職該当退職異動事由区分	13	判定事由コード
14	氏名漢字	14	退職該当異動年月日	14	判定事由該当年月日
15	国籍コード	15	退職該当届出年月日	15	適用年月日
16	現住所郵便番号	16	退職非該当退職異動事由区分	16	国保再判定区分
17	現住所コード	17	退職非該当異動年月日	17	一定以上所得区分コード
18	現住所	18	退職非該当届出年月日	18	低所得区分コード
19	現住所地番	19	本扶区分	19	申請区分コード
20	現住所方書漢字	20	国保扶養事由区分	20	申請年月日
21	現住所部屋番号	21	準資格該当準資格区分	21	住民税非課税該当コード
22	本籍地住所	22	準資格施設区分	22	世帯非課税区分コード
23	転出先郵便番号	23	準資格該当異動年月日	23	低所得用合計所得額
24	転出先住所コード	24	準資格該当届出年月日	24	世帯内最高所得額
25	転出先住所	25	準資格非該当異動年月日	25	高齢者老人該当人数
26	転出先地番	26	準資格非該当届出年月日	26	高齢者老人判定所得額
27	転出先方書漢字	27	準資格非該当予定年月日	27	資料区分
28	転出先部屋番号	28	被保険者ID	28	市町村均等割額
29	転入前住所郵便番号	29	資格取得事由国保異動事由	29	端数切捨済市町村所得割額
30	転入前住所コード	30	資格取得異動年月日	30	課税所得金額
31	転入前住所	31	資格取得届出年月日	31	世帯負担区分
32	転入前住所地番	32	資格喪失事由国保異動事由	32	前回世帯負担区分
33	転入前住所方書漢字	33	資格喪失異動年月日	33	世帯未申告区分
34	転入前部屋番号	34	資格喪失届出年月日	34	高齢者老人判定収入額
35	宛名郵便番号			35	高齢者到達予定フラグ
36	宛名住所コード			36	被保険者数16歳未満
37	宛名住所			37	被保険者数19歳未満
38	宛名地番			38	住民税課税所得金額
39	宛名方書漢字			39	証区分
40	宛名部屋番号			40	交付年月日
41	生年月日			41	設定有効年月日
42	性別区分			42	回収年月日
43	続柄名称漢字			43	保険証最新フラグ
44	外国人通称氏名カナ			44	保険証形態区分
45	外国人通称氏名漢字			45	一般退職区分
46	外国人本名カナ			46	学遠区分
47	外国人本名			47	発行年月日
48	宛名異動事由コード			48	交付氏名カナ
49	異動日			49	交付氏名漢字
50	異動届出日			50	保険証交付理由区分

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

証交付回収情報		給付情報		給付情報	
No	項目名	No	項目名	No	項目名
51	保険証交付方法区分	1	請求年月	51	療養期間終了年月日
52	保険証回収方法区分	2	返戻区分	52	出生児宛名番号
53	高齢者証有無フラグ	3	保険制度区分	53	出生児氏名
54	高齢者最新フラグ	4	保険種別区分	54	出生年月日
55	高齢者国保履歴番号	5	点数表コード	55	妊娠週数
56	高齢者負担区分	6	療養費種別	56	双子区分
57	負担割合	7	保険証番号	57	死産区分
58	高齢者発効期年月日	8	宛名番号	58	受領委任フラグ
59	高齢者年齢到達年月日	9	診療年月	59	出産数
60	減額認定申請最新フラグ	10	医療機関県コード	60	産科医療補償制度対象分娩区分
61	減額認定申請国保履歴番号	11	医療機関点数区分	61	死亡者宛名番号
62	減額認定申請発効期日	12	医療機関番号	62	死亡者氏名漢字
63	減額認定申請適用区分コード	13	診療科目	63	死亡年月日
64	マル長該当年月日	14	入外区分	64	葬祭年月日
65	マル長非該当年月日	15	本扶区分	65	通知書番号
66	特定疾病最新フラグ	16	本人家族区分	66	請求額
67	特定疾病交付区分	17	性別	67	納付済額
68	特定疾病認定区分	18	生年月日	68	不当理由コード
69	特定疾病自己負担限度額	19	給付割合	69	国保異動事由
70	特定疾病発行期日	20	国保実日数	70	国保異動年月日
71	給付開始年月日	21	国保決定総医療費	71	国保届出年月日
		22	国保限度額	72	戻入区分
		23	国保一部負担額	73	納期限
		24	公費公費負担者番号	74	領収日
		25	公費受給者番号	75	収納日
		26	公費実日数		
		27	公費決定総医療費		
		28	公費限度額		
		29	公費一部負担額		
		30	国保食事実日数		
		31	国保食事基準額		
		32	国保食事標準負担額		
		33	公費食事実日数		
		34	公費食事基準額		
		35	公費食事標準負担額		
		36	総医療費		
		37	保険者負担額		
		38	患者負担相当額		
		39	公費負担額		
		40	公費患者負担額		
		41	実患者負担額		
		42	高額現物給付額		
		43	指定公費負担額		
		44	課税区分		
		45	世帯負担区分		
		46	年間該当回数		
		47	多数該当フラグ		
		48	支払確定額		
		49	発病負傷年月日		
		50	療養期間開始年月日		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課情報		賦課情報		収納情報	
No	項目名	No	項目名	No	項目名
1	対象年度	51	合計決定保険税額	1	宛名番号
2	宛名番号	52	一般分決定保険税額	2	賦課年度
3	保険証番号	53	退職者分決定保険税額	3	税目コード [*]
4	世帯主宛番号	54	年金名称	4	対象年度
5	国保有効フラグ [*]	55	特別徴収義務者コード [*]	5	通知書番号
6	世帯主宛番号	56	義務者名称	6	期別コード [*]
7	通知書番号	57	年金支給額	7	会計年度
8	仮徴収通知書番号	58	所得割算定基礎額	8	期別調定額
9	本徴収通知書番号	59	所得割額	9	期別収納額
10	所得割算定基礎額	60	資産割算定基礎額	10	延滞金調定額
11	所得割額	61	資産割額	11	延滞金収納額
12	資産割算定基礎額	62	均等割人数	12	督促料調定額
13	資産割額	63	均等割額	13	督促料収納額
14	均等割人数	64	平等割額	14	納期限
15	均等割額	65	算出額	15	繰上前納期限
16	平等割額	66	軽減均等割額	16	納期変更フラグ [*]
17	算出額	67	軽減平等割額	17	収納年月日
18	軽減均等割額	68	減免額	18	領収年月日
19	軽減平等割額	69	算定額	19	繰越時調定額
20	条例減免額	70	限度超過額	20	繰越時収納額
21	減免額	71	年間保険税額	21	繰越調定額
22	算定額	72	退職所得割算定基礎額	22	繰越年月日
23	限度超過額	73	退職所得割額	23	不納欠損額
24	年間保険税額	74	退職資産割算定基礎額	24	表示用税目コード [*]
25	退職所得割算定基礎額	75	退職資産割額	25	表示用期月
26	退職所得割額	76	退職均等割人数	26	随期フラグ [*]
27	退職資産割算定基礎額	77	退職均等割額	27	更正回数
28	退職資産割額	78	退職平等割額	28	収納回数
29	退職均等割人数	79	退職算出額	29	還付回数
30	退職均等割額	80	退職軽減均等割額	30	充当回数
31	退職平等割額	81	退職軽減平等割額	31	口振不能回数
32	退職算出額	82	退職減免額	32	納通返戻設定カウンタ
33	退職軽減均等割額	83	退職算定額	33	納通返戻設定年月日
34	退職軽減平等割額	84	退職限度超過額	34	督促返戻設定カウンタ
35	条例減免額退職	85	退職年間保険税額	35	督促返戻設定年月日
36	退職減免額	86	合計分増減調整額	36	納通発送年月日
37	退職算定額	87	一般分増減調整額	37	督促発行年月日
38	退職限度超過額	88	退増減調整額	38	更正年月日
39	退職年間保険税額	89	合計決定保険税額	39	国税更正年月日
40	合計分増減調整額	90	一般分決定保険税額	40	更正届出年月日
41	一般分増減調整額	91	退決定保険税額	41	更正請求年月日
42	退職者分増減調整額			42	更正通知年月日
43	世帯区分			43	過誤納金発生事由コード [*]
44	世帯区分コード [*] 短名称			44	法定納期限等
45	国保退職区分コード [*]			45	法定納期限
46	国保退職区分コード [*] コード [*] 短名称			46	業務固有キー
47	未申告該当非該当フラグ [*]			47	漢字業務固有キー
48	軽減区分			48	申告年月日
49	単身世帯軽減区分			49	調定年月日
50	軽減判定合計所得額			50	延長月数

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報	
No	項目名
51	重加算対象税額
52	納税計画対象額
53	納税計画状態コード
54	納税計画カウンタ
55	執行停止カウンタ
56	不納欠損カウンタ
57	差押カウンタ
58	参加差押カウンタ
59	交付要求カウンタ
60	繰上徴収カウンタ
61	その他処分カウンタ
62	徴収猶予カウンタ
63	換価猶予カウンタ
64	滞納整理組合カウンタ
65	納税承継カウンタ
66	督促停止カウンタ
67	催告停止カウンタ
68	納通公示カウンタ
69	督促公示カウンタ
70	電話催告停止カウンタ
71	時効中断年月日

① 別表第1 30項関係

No.	情報照会者 (別表第2の第1欄 に掲げる者)	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第2の第2欄に掲げる事務)	情報提供者 (別表第2の第3欄に掲げる者)	提供する特定個人情報 (別表第2の第4欄に掲げる情報)
1	厚生労働大臣	一	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	二	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	三	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	四	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	五	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	市町村長	十七	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	二十二	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事等	二十六	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	二十七	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10	社会福祉協議会	三十	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11	日本私立学校振興・共済事業団	三十三	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	国家公務員共済組合	三十九	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	市町村長又は国民健康保険組合	四十二	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	市町村長又は国民健康保険組合	四十三	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣又は共済組合等	四十六	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
16	地方公務員共済組合	五十八	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	六十二	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	後期高齢者医療広域連合	八十	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19	都道府県知事等	八十七	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20	厚生労働大臣	八十八	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
21	市町村長	九十三	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	情報照会者 (別表第2の第1欄 に掲げる者)	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第2の第2欄に掲げる事務)	情報提供者 (別表第2の第3欄に掲げる者)	提供する特定個人情報 (別表第2の第4欄に掲げる情報)
22	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	九十七	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
23	独立行政法人日本学生支援機構	百六	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
24	都道府県知事又は市町村長	百九	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

② 別表第1 16項関係

No.	情報照会者 (別表第2の第1欄 に掲げる者)	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第2の第2欄に掲げる事務)	情報提供者 (別表第2の第3欄に掲げる者)	提供する特定個人情報 (別表第2の第4欄に掲げる情報)
25	厚生労働大臣	一	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
26	全国健康保険協会	二	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
27	健康保険組合	三	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
28	厚生労働大臣	四	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
29	全国健康保険協会	六	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事	八	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事	九	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	十一	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事又は市町村長	十六	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	十八	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事	二十三	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙Ⅱ－5) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者・事務

No.	情報照会者 (別表第2の第1欄 に掲げる者)	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第2の第2欄に掲げる事務)	情報提供者 (別表第2の第3欄に掲げる者)	提供する特定個人情報 (別表第2の第4欄に掲げる情報)
36	都道府県知事等	二十六	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
37	市町村長	二十七	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事	二十八	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は共済組合等	二十九	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
40	公営住宅法第二 条第十六号に規 定する事業主体 である都道府県知事 又は市町村長	三十一	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	日本私立学校振 興・共済事業団	三十四	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣又は共済組合等	三十五	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
43	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	三十七	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	<u>三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</u>	<u>三十八</u>	<u>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>	<u>市町村長</u>	<u>地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</u>
45	国家公務員共済組合	三十九	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
46	国家公務員共済組合連合会	四十	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	市町村長又は国民健康保険組合	四十二	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	四十八	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
49	住宅地区改良法第二 条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	五十四	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
50	都道府県知事等	五十七	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
51	地方公務員共済組合	五十八	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
52	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	五十九	地方公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	六十一	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	六十二	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
55	都道府県知事	六十三	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
56	都道府県知事又は市町村長	六十四	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙Ⅱ－5) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者・事務

No.	情報照会者 (別表第2の第1欄 に掲げる者)	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第2の第2欄に掲げる事務)	情報提供者 (別表第2の第3欄に掲げる者)	提供する特定個人情報 (別表第2の第4欄に掲げる情報)
57	都道府県知事等	六十五	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
58	厚生労働大臣又は都道府県知事	六十六	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
59	都道府県知事等	六十七	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
60	市町村長	七十	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	厚生労働大臣又は都道府県知事	七十一	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	七十四	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報 であって主務省令で定めるもの
63	後期高齢者医療広域連合	八十	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
64	厚生労働大臣	八十四	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
65	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	八十五の二	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
66	都道府県知事等	八十七	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は 障害者自立支援給付関係情報 であって主務省令で定めるもの
67	厚生労働大臣	九十一	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
68	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	九十二	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
69	市町村長	九十四	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
70	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	九十七	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣	百一	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
72	農林漁業団体職員共済組合	百二	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
73	独立行政法人農業者年金基金	百三	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙Ⅱ－5) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者・事務

No.	情報照会者 (別表第2の第1欄 に掲げる者)	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第2の第2欄に掲げる事務)	情報提供者 (別表第2の第3欄に掲げる者)	提供する特定個人情報 (別表第2の第4欄に掲げる情報)
74	独立行政法人日本学生支援機構	百六	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
75	厚生労働大臣	百七	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
76	都道府県知事又は市町村長	百八	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
77	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	百十三	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
78	厚生労働大臣	百十四	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
79	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	百十五	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
80	市町村長	百十六	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
81	厚生労働大臣	百十七	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
82	都道府県知事	百二十	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<u>＜川口市における入手＞</u> ・ 住民からの入手 ①住民からの申請情報入手の際は、申請書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。 ②住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容は申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ③本人以外より提出のあった申請等情報や他市町村から回送された申請等情報について、川口市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。 ・ 他部署からの入手 対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。 ・ 他市町村からの入手 前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。 <u>＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置）</u> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（*）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<u>＜川口市における入手＞</u> ・ 住民からの入手 ①住民からの申請情報の入手については、資格・賦課・給付に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。 ②窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載することがないようにしている。 ③住民以外からの申請等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで必要な情報以外の情報を入手しないようにしている。 ・ 他部署からの入手 ①研修等により、業務に不要な個人情報の入手に関して周知徹底を行う。 ②書面により照会または回答を行う場合は、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。 ・ 他市町村からの入手 適正な書式を使用して、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。 <u>＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置）</u> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース（*）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *：「指定されたインタフェース」とは、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<川口市における入手> ・申請者より情報を入手する際はその申請者自身へ、収集する情報の使用目的及び用途について説明書類を用い十分説明する。 ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行えず、また、その照会履歴は記録として保存される仕組みとなっている。 <国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定し、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御し、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、川口市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないようにすることで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	<川口市における入手> ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 <国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、川口市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は川口市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても川口市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保する。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	<川口市における入手> 個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 <国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されない。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<川口市における入手> 特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 <国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) ・国保連合会から配信される被保険者情報については、川口市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は川口市および他市の双方に配信され、川口市および他市の職員が確認する。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、川口市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を川口市の職員が確認する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<u>＜川口市における入手＞</u> ・窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 ・郵送の場合は、窓口等で市が配布している返信用封筒を使用するよう促す。 <u>＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置）</u> ・川口市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・川口市の国保総合PCと国保連合会の国保総合（国保集約）システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施する。 ・川口市の国保総合PCと国保連合会の国保総合（国保集約）システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容を記録することで、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<u>＜選択肢＞</u> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	国民健康保険システムに対して不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国民健康保険システムは、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされている。		
その他の措置の内容	<u>＜川口市における措置＞</u> 情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 <u>＜国保総合PCにおける措置＞</u> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減する。 <u>*: GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</u>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<u>＜選択肢＞</u> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<川口市における措置> IDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 <国保総合PCにおける措置> <u>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</u> <u>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</u> <u>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</u> <u>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないようにする。</u>	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・国民健康保険課長が業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権の失効・追加等を再確認している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	異動退職等があった際に、国民健康保険課長が業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<川口市における措置> ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 <国保総合PCにおける措置> <u>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容を記録する。</u> <u>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</u>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<u>＜川口市における措置＞</u> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 <u>＜国保総合PCにおける措置＞</u> ・市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)を国保総合PCに搭載しないため、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <u>*: GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</u> <u>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。</u>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
国民健康保険に関する事務では、被保険者数等の各種統計を行うが、特定の個人を判断するような統計や情報分析は行わない。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・ID、パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去は委託していない	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・川口市情報セキュリティポリシー及び川口市情報セキュリティ実施手順 ・業務の責任者、業務内容、作業従事者、作業場所の報告 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する情報セキュリティ教育の実施 ・国民健康保険課より提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項 ・業務終了時の情報資産の返還又は廃棄 ・業務に関する定時報告及び緊急時の報告義務 ・国民健康保険課による監査、検査(委託内容に応じた情報セキュリティ対策の確保のための実地調査を含む。) ・情報セキュリティインシデント発生時に川口市がその内容を公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合に損害を賠償すること ・特定個人情報の持ち出しの原則禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約時に再委託先についても秘密保持契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じる。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、国保連合会が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・電子記録媒体は、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。 また、庁内連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・情報セキュリティポリシーに則し、川口市情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、川口市個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(＊1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(＊2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(＊3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (＊1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (＊2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (＊3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能（＊）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （＊）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク）等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能（＊）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （＊）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク）等を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<川口市における措置> ・庁内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <u><国保総合(国保集約)システムの保管・消去>(国保総合PCIにおける措置)</u> <u>・川口市と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</u> <u>・国保総合PCIには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</u> <u>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。</u>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	<u>・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</u> <u>・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。</u> <u>・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル</u>
	再発防止策の内容	<u>・紛失したHDDに格納されていたデータファイルの流出の有無について確認を行う。</u> <u>・問合せ窓口を設け、関係する方々からの個別具体的問合せ・相談に対し真摯に対応する。</u> <u>・市が保有する情報の管理に関して再度全職員に周知徹底したうえ、情報セキュリティ教育を徹底する。</u> <u>・公園課をはじめとする建設関係部局を対象にしたセキュリティ監査の実施を予定。</u>

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜川口市における措置＞ 連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞(国保総合PCにおける措置) ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	＜川口市における措置＞ ・消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、<u>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</u> (記録媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊又は消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄。また、その際は情報システム管理者の許可を得なければならず、行った処理について日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。) ・<u>保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。</u> ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞(国保総合PCにおける措置) ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<川口市における措置> ・年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<川口市における措置> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合(国保集約)システムの操作・運用に携わる職員に対し、操作・運用に関する教育時に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
特記事項	川口市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作法: 成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年11月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。実施にあたっては、市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・国民健康保険課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	平成28年12月9日(金)～平成29年1月13日(金)の36日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出はなかった。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成29年1月27日(金)を予定
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	—

(別添3) 変更箇所

[illegible]

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
Ⅰ 基本情報					
1	P3 Ⅰ－1－② 上から11行目	[事務の内容] 1. 資格管理事務 ①～④略	1. 資格管理事務 ①～④略 ⑤ 資格継続事務。	追加	「資格管理事務」の記述に事務内容を追加
2	上から17行目	2. 保険税賦課・徴収事務 ①～④ 略 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ⑥ 略	2. 保険税賦課・徴収事務 ①～④ 略 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 略	文言修正	文言修正
3	下から5行目	3. 保険給付事務 ①～⑪略	3. 保険給付事務 ①～⑪略 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務。	追加	「保険給付事務」の記述に事務内容を追加
4	下から4行目以降	(なし)	※なお、1. 資格管理事務の⑤資格継続事務及び3. 保険給付事務の⑫高額該当の引き継ぎ事務については、平成30年の事務開始に向け準備を行っているところであるため、これらに関する記述は、国保連合会より現時点で提示されている情報を元に記載するものである。また、内容に変更があった際はその重要度に応じて評価書を見直すものとする。	追加	今後における仕様等の変更に対応するため。
5	P4 Ⅰ－2-システム1-② 上から9行目	[システムの機能] 1. 資格・賦課機能 ・住民基本台帳情報管理機能（以下5項目略）	[システムの機能] 1. 資格・賦課機能 ・住民基本台帳情報管理機能（以下5項目略） ・資格継続事務に関する機能。	追加	「1. 資格・賦課機能」の記述に機能を追加
6	最下段	3. 給付機能 ・療養給付の履歴を管理する機能。（以下2項目略）	3. 給付機能 ・療養給付の履歴を管理する機能。（以下2項目略） ・高額該当回数の引き継ぎ事務に関する機能。	追加	「3. 給付機能」の記述に機能を追加
7	P9 Ⅰ－2-システム9-① ～③	(なし)	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム ①システムの名称～③他のシステムとの接続(略)	追加	システムの追加
8	P10 Ⅰ－4－② 上から5行目	・賦課徴収事務における手続きの簡素化及び添付書類の削減による負担の軽減。	・賦課徴収事務における手続きの簡素化及び添付書類の削減により、負担が軽減される。	文言修正	他の項目との表現統一のため

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
9	下から2行目	・行政事務の効率化及び公平かつ公正な賦課徴収事務の実現として、地方税関係情報、住民票関係情報等が情報提供ネットワークを介し照会ができるため、効率的に納税義務者等に係る情報を把握し、公平かつ公正な賦課徴収事務が行える。	・ <u>地方税関係情報、住民票関係情報等を情報提供ネットワークを介し照会ができるため、効率的に納税義務者等に係る情報を把握し、公平かつ公正な賦課徴収事務が行える。</u>	文言修正	文言修正
10	I-5 上から2行目	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、 <u>保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの</u>	文言修正	・番号法の改正による(平成28年1月) ・「*」の表現の統一
11	I-5 上から7行目以降	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	文言修正	「*」の表現の統一
12	P11 6-② 8行目以降	【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・略 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、109の項	【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・略 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、 <u>97、106、109の項</u> ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <u>第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条</u>	追加	根拠法令及び主務省令が明確になったことによる追記
13	16行目以降	[別表第1 16項関係]の提供 ・略 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	[別表第1 16項関係] ・略 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、 <u>38、39</u> 、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、 <u>85の2</u> 、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <u>第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条</u>	追加	根拠法令及び主務省令が明確になったことによる追記

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
14	下から12行目以降	【別表第2における情報照会】[別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 42～45の項	【別表第2における情報照会】[別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」等を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 42～45の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、26条	文言修正 及び追加	・事務内容が多岐にわたるため「等」を追加。 ・主務省令が明確になったため追加
15	下から6行目～	[別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 27の項	[別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	追加	・主務省令が明確になったため追加
16	P12～ 別添1<図1> 事務 P13 の内容	図及び備考 省略	図及び備考 省略	修正・追加	・右上「国保運営会」に関わるシステムの加筆 ・全般的に文字を大きくし見やすくした
17	P14 図2 資格継続業務 ～P15	(なし)	(図・備考を追加)	追加	資格継続業務に関する図を追加
18	P15 図3 高額該当回数 ～P16 引き継ぎ業務	(なし)	(図・備考を追加)	追加	高額該当回数の引き継ぎ業務に関する図を追加

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要				
19	P17 Ⅱ-2-③	[その必要性] 保険税の賦課徴収・給付関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成や所得情報を把握する必要があるため。	保険税の賦課徴収・資格管理・給付関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成や所得情報を把握する必要があるため。	追加 事務の追加による
20	P18 Ⅱ-3-③	随時	<u><本人等からの入手></u> 随時 <u><国保連合会からの入手></u> 川口市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) ・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 頻度:日次(平成30年4月1日以後) ・高額該当回数の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当回数情報を引き継ぐための情報。 頻度:月次(平成30年4月1日以後)	追加 事務の追加による

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
21	P18 II-3-④	[入手に係る妥当性] ・略 ・必要に応じて、情報連携ネットワークシステム等で情報を入手する。 ・略	<その他の入手> ・略 ・必要に応じて、情報提供ネットワークシステム等で情報を入手する。 ・略 <国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、川口市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、川口市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続事務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当回数の引き継ぎ事務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。	修正及び追加	・字句の誤りによる修正 ・事務の追加による
22	P20 II-4	[委託の有無] 2件	3件	追加	委託事項3 資格継続事務、高額該当回数 の引き継ぎ事務に関する市町村保険者事 務共同処理業務の追加
23	P21 II-4 ～P22	[委託事項3] (なし)	資格継続事務、高額該当回数の引き継ぎ事務に関する市町村保 険者事務共同処理業務 ①委託内容～⑨再委託事項(略)	追加	追加(事務内容追加による委託増)

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
24	P23 II-5	[移転・提供の有無] 提供78件、移転8件	提供82件、移転10件	追加	・提供4件追加(事務内容追加による提供先の増) ・移転2件追加(独自利用事務の追加による増、H28.4の組織改正による移転先の増)
25	P23 II-5-提供先1・2	提供先1 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙II-5-1参照) 提供先2 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙II-5-2参照)	提供先1 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙II-5参照)	変更及び 削除	提供先1及び2を1つの表にしたもの。(P33～37 別紙II-5)
26	P23 II-5-移転先1-①	[法令上の根拠] 住民基本台帳法第7条10	住民基本台帳法第7条第10号	修正	語句整理
27	P24 II-5-移転先2-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	①・② 番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	追加	H27.12「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」が制定されたことによる根拠法令名の変更
28	P24 II-5-移転先2-②	[移転先における用途] ・子ども医療費(略) ・ひとり親医療費(略)	①子ども医療費(略) ②ひとり親医療費(略)	修正	語句整理
29	P24 II-5-移転先3-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 ①8の項 児童福祉法 別表第1省令第8条、②・③ 84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条	①番号法第9条第1項 別表第1 8の項_____(別表第1省令第8条) ②・③番号法第9条第1項 別表第1 84の項_____(別表第1省令第60条) ④番号法第9条第2項、川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	修正 追加	語句整理 ④追加(H27.12「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」が制定されたことによる事務の追加)
30	P24 II-5-移転先3-②	[移転先における用途] ①～③ 略	①～③ 略 ④ 重度心身障害者医療費の助成に関する事務	追加	④追加(H27.12「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」が制定されたことによる事務の追加)
31	P25 II-5-移転先4-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 ① 49の項 母子保健法 別表第1省令第40条、②76の項 健康増進法 別表1省令第54条	①番号法第9条第1項 別表第1 49の項_____(別表第1省令第40条) ②番号法第9条第1項 別表第1 76の項_____(別表第1省令第54条)	修正	語句整理

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
32	P25 II-5-移転先5-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 ①41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条、②別表第2 62の項別表第2省令第33条番号法第9条第2項	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 ①41の項____(別表第1省令第32条)_____	修正	H28.4の組織改正により、①は移転先6として長寿支援課へ移転先変更
33	P25 II-5-移転先5-②	[移転先における用途] ① 養護老人ホーム入所に係る負担金徴収事務 ② 社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認	_____ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認	修正	H28.4の組織改正により、①は移転先6として長寿支援課へ移転先変更
34	P26 II-5-移転先6	(なし)	移転先6 川口市 長寿支援課 [養護老人ホーム入所に係る負担金徴収事務] ①法令上の根拠～⑦時期・頻度(略)	追加	移転先5-①の事務を移転先6として追加
35	P26 II-5-移転先7	(なし)	移転先7 川口市 生活福祉1課・2課 [生活保護に関する事務、外国人に対する生活保護に関する事務] ①法令上の根拠～⑦時期・頻度(略)	追加	H27.12独自利用条例が制定されたことによる事務の追加
36	P27 II-5-移転先8-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 16の項 地方税法	番号法第9条第1項 別表第1 16の項____ (別表第1省令第16条)	修正	・移転先6を移転先8へ変更 ・語句整理
37	P27 II-5-移転先9-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 16の項 地方税法	番号法第9条第1項 別表第1 16の項____ (別表第1省令第16条)	修正	・移転先7を移転先9へ変更 ・語句整理
38	P28 II-5-移転先10-①	[法令上の根拠] 番号法第9条第1項 別表第1 16の項 地方税法	番号法第9条第1項 別表第1 16の項____ (別表第1省令第16条)	修正	・移転先8を移転先10へ変更 ・語句整理
39	P29～ 別添2 特定個人情報 ファイル記録項目	資格情報 7 取得事由国保異動事由 8 取得異動年月日 9 取得届出年月日 10 喪失事由国保異動事由 11 喪失異動年月日 12 喪失届出年月日	資格情報 7 適用開始事由国保異動事由 8 適用開始異動年月日 9 適用開始届出年月日 10 適用終了事由国保異動事由 11 適用終了異動年月日 12 適用終了届出年月日 28 被保険者ID 29 資格取得事由国保異動事由 30 資格取得異動年月日 31 資格取得届出年月日 32 資格喪失事由国保異動事由 33 資格喪失異動年月日 34 資格喪失届出年月日	修正及び追加	システムに保有する名称の変更による

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
40	P33～(別紙Ⅱ-5)	(別紙Ⅱ-5-1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務表(略)	(別紙Ⅱ-5)番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者・事務表(略) No.22、23、44、65を追加	修正及び追加	・語句整理 ・P25 Ⅱ-5-提供先1・2に伴う、情報照会者・事務・情報提供者・特定個人情報を一覧表記に変更 ・根拠法令及び命令が明確になったことによる追記
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策					
41	P38 Ⅲ-2-リスク1 上から1行目 下から9行目以降	[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] ・住民からの入手 (略) (なし)	<川口市における入手> ・住民からの入手 (略) <国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	リスク対策に関し、国保連合会に関する記述を追加するため、既存文に<川口市における入手>であることを明確化するため。以下、同様の修正については標記を省略する。 事務内容追加によるリスク対策の増
42	P38 Ⅲ-2-リスク1 上から3行目 下から8行目以降	[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] ・住民からの入手 ①住民からの申請情報の入手については、資格・賦課に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。 (なし)	・住民からの入手 ①住民からの申請情報の入手については、資格・賦課・給付に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。 <国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
43	P39 Ⅲ-2-リスク2 上から6行目以降	[リスクに対する措置の内容] (なし)	<国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
44	P39 Ⅲ-2-リスク3 上から5行目以降	[入手の際の本人確認の措置の内容] (なし)	<国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
45	P39 Ⅲ-2-リスク3 上から3行目以降	[個人番号の真正性確認の措置の内容] (なし)	<国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
46	P39 Ⅲ-2-リスク3 上から4行目以降	[特定個人情報の正確性確保の措置の内容] (なし)	<国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
47	P40 Ⅲ-2-リスク4 上から4行目以降	[リスクに対する措置の内容] (なし)	<国保連合会からの入手>(国保総合PCにおける措置) (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
48	P40 Ⅲ－３－リスク1 上から1行目 上から4行目以降	[その他の措置の内容] (なし)	<川口市における措置> (略) <国保総合PCにおける措置> (以下略)	追加	・リスク対策に関し、国保連合会に関する記述を追加するため、既存文に<川口市における措置>であることを明確化するため。以下、同様の修正については標記を省略する。 ・事務内容追加によるリスク対策の増
49	P41 Ⅲ－３－リスク2 上から5行目以降	[ユーザ認証の管理－具体的な管理方法] (なし)	<国保総合PCにおける措置> (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
50	P41 Ⅲ－３－リスク2 上から5行目以降	[特定個人情報の使用の記録－具体的な方法] (なし)	<国保総合PCにおける措置> (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
51	P42 Ⅲ－３－リスク4 上から5行目以降	[リスクに対する措置の内容] (なし)	<国保総合PCにおける措置> (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
52	P43 Ⅲ－４	[特定個人情報の消去ルール－ルール内容及びルール遵守の確認方法] 消去の委託はしない	<u>特定個人情報の消去は委託していない</u>	変更	表現を明確にしたもの
53	P43 Ⅲ－４	[委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定－規定の内容] ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	[委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定] ・ <u>川口市情報セキュリティポリシー及び川口市情報セキュリティ実施手順</u> ・ <u>業務の責任者、業務内容、作業従事者、作業場所の報告</u> ・ <u>提供されるサービスレベルの保証</u> ・ <u>従業員に対する情報セキュリティ教育の実施</u> ・ <u>国民健康保険課より提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止</u> ・ <u>業務上知り得た情報の守秘義務</u> ・ <u>再委託に関する制限事項</u> ・ <u>業務終了時の情報資産の返還又は廃棄</u> ・ <u>業務に関する定時報告及び緊急時の報告義務</u> ・ <u>国民健康保険課による監査、検査(委託内容に応じた情報セキュリティ対策の確保のための実地調査を含む。)</u> ・ <u>情報セキュリティインシデント発生時に川口市がその内容を公表すること</u> ・ <u>情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合に損害を賠償すること</u> ・ <u>特定個人情報の持ち出しの原則禁止</u>	変更	川口市情報セキュリティポリシーに則した内容に変更
54	P44 Ⅲ－４	[特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置] (なし)	<国保総合PCにおける措置> (以下略)	追加	事務内容追加によるリスク対策の増

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
55	P48 Ⅲ－７－リスク1－⑥ 上から7行目以降	[技術的対策－具体的な対策の内容] (なし)	<国保総合(国保集約)システムの保管・消去>(国保総合PCにおける措置) 以下略	追加	事務内容追加によるリスク対策の増
56	P48 Ⅲ－７－リスク1－⑨	[過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか] 発生なし	発生あり	追加	情報セキュリティインシデント発生のため記載(平成28年10月発生)
57	Ⅲ－７－リスク1－⑨	[過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容] (なし)	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル	追加	情報セキュリティインシデント発生のため記載(平成28年10月発生)
58	Ⅲ－７－リスク1－⑨	[過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容] (なし)	・紛失したHDDに格納されていたデータファイルの流出の有無について確認を行う。 ・問合せ窓口を設け、関係する方々からの個別具体の問合せ・相談に対し真摯に対応する。 ・市が保有する情報の管理に関して再度全職員に周知徹底したうえ、情報セキュリティ教育を徹底する。 ・公園課をはじめとする建設関係部局を対象にしたセキュリティ監査の実施を予定。	追加	情報セキュリティインシデント発生のため記載(平成28年10月発生)
59	P49 Ⅲ－７－リスク2 上から3行目以降	[リスクに対する措置の内容] (なし)	<国保総合(国保集約)システムの保管・消去>(国保総合PCにおける措置) 以下略	追加	取り扱うシステムの増加による

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

項目 番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
60	P49 Ⅲ-7-リスク3 上から3行目以降	[消去手順-手順の内容] 消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしている。(記録媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊又は消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄。また、その際は情報システム管理者の許可を得なければならない、行った処理について日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。)	・消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、 <u>特定個人情報</u> が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 (記録媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊又は消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄。また、その際は情報システム管理者の許可を得なければならない、行った処理について日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。) ・ <u>保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。</u> <u><国保総合(国保集約)システムの保管・消去>(国保総合PCIにおける措置)</u> 以下略	修正	語句整理
Ⅳ その他のリスク対策					
61	P50 Ⅳ-2 上から9行目以降	[従業者に対する教育・啓発-具体的な方法] (なし)	<国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合(国保集約)システムの操作・運用に携わる職員に対し、操作・運用に関する教育時に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を実施することとしている。	追加	取り扱うシステムの増加による
Ⅵ 評価実施手続					
62	P52 Ⅵ-1-①	平成27年6月17日	平成28年11月25日	修正	本修正実施による基礎項目評価日の変更
63	P52 Ⅵ-2-②	平成27年7月13日(月)～平成27年8月12日(水)の31日間	平成28年12月9日(金)～平成29年1月13日(金)の36日間	修正	本修正実施によるパブリックコメント実施日の変更
64	P52 Ⅵ-3-①	平成27年9月1日(火)	平成29年1月27日(金)を予定	修正	本修正実施による点検日の変更

特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表

資料 5

評価書名	国民健康保険に関する事務
------	--------------

記載箇所	点検No.	点検項目	概要等	変更の有無	チェック
適合性	1	しきい値判断に誤りはないか。	・全項目評価の要件は、対象人数30万以上。 ・評価書Ⅵ(P52)に記載。	なし	☐
	2	適切な実施主体が実施しているか。	・地方公共団体の長である川口市長が実施 ・評価書表紙に記載	なし	☐
	3	公表しない部分は適切な範囲か。	非公表部分はない	なし	☐
	4	適切な時期に実施しているか。	特定個人情報連携の取扱い前であり、システム改修前に実施	あり	☐
	5	適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	・パブリックコメントを実施(36日間) ・評価書Ⅵ(P52)に記載。	あり	☐
	6	特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	事務の実態に基づき各項目を検討・記載した。(評価書Ⅵ「3.第三者点検－③結果」は審議会の結果を受け記載)	あり	☐
妥当性	7	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	事務の担当課及びシステムの担当課において、それぞれの範囲でリスク軽減措置をⅢにより検討した。	あり	☐
	8	特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	参考：資料5-1	あり	☐
	9	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	評価書Ⅲのリスク対策(P38～50)のとおり、事務の実態に基づきリスクの特定を行った。	あり	☐
	10	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	評価書Ⅲのリスク対策(P38～50)のとおり、リスク軽減措置を記載した。	あり	☐
	11	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	・特定個人情報保護ガイドラインに則したものの。 ・参考：資料5-1	あり	☐
	12	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	住民の信頼確保のため、評価書表紙において、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。	なし	☐

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
点検No.8 関連				
(1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。				
①	評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	・P3 ・P12～16	・Ⅰ-1-② ・別添1	評価書のとおり
②	当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P4～9	Ⅰ-2	
③	当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。			
④	特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P10	Ⅰ-4-①、②	
⑤	評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。			
⑥	事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	・関わる者:P18～20 ・システム:P4～9、 ・情報の流れ:P12～16	・Ⅱ-3 ・Ⅰ-2、 ・別添1	
(2) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。				
特定個人情報の入手・使用				
①	特定個人情報を、特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P17	Ⅱ-2-④ 妥当性	評価書のとおり
②	主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。			
③	特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P18～19	Ⅱ-3-④ 妥当性	評価書のとおり
④	特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。		Ⅱ-3-⑤ 本人への明示	
⑤	特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。		Ⅱ-3-⑥ 使用目的	

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等	
	⑥ 突合の内容、突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P19～20	Ⅱ-3-⑧ 情報の突合	評価書のとおり	
	⑦ 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。		Ⅱ-3-⑧ 情報の統計分析	個人番号や個人情報をを用いての統計分析は行わない	
	⑧ 特定個人情報を使用することにより住民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。		Ⅱ-3-⑧ 権利利益に影響を与え得る決定	評価書のとおり	
	特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
	① 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P20～22	Ⅱ-4	評価書のとおり	
	② 委託先を住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P20～22	Ⅱ-4-⑤	情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認できる	
	③ 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。		Ⅱ-4-⑧	やむを得ず再委託をする際は、事前に市の承認を得ることとしている。	
	特定個人情報の提供				※提供：特定個人情報を評価実施機関以外のものに供与すること
	① 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P23	Ⅱ-5-提供先1	番号法別表第2で定める事務へ提供（評価実施機関外）するもの	
	特定個人情報の移転				※移転：評価実施機関内で、対象となる事務以外の事務を処理するため特定個人情報を使用すること
① 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P23～28	Ⅱ-5-移転先1～10	評価書のとおり		
	特定個人情報の保管・消去				
	① 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P28	Ⅱ-6	評価書のとおり	
	② 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。				
	③ 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。				

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
点検No.11 関連				
(1)	特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
①	評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P38～39	Ⅲ-2 リスク1	評価書のとおり
②	事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
③	特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-2 リスク2	
④	特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-2 リスク3	
⑤	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
⑥	特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
⑦	特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
⑧	特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P40	Ⅲ-2 リスク4、その他のリスク	評価書のとおり

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
(2)	特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
①	宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P40	Ⅲ-3 リスク1	システムに不要なアクセスができないよう適切なアクセス制御をしている
②	事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			目的を超えた紐付けがなされないよう適切なアクセス制御をしている
③	特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P41	Ⅲ-3 リスク2	評価書のとおり
④	特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			・国民健康保険課長が業務ごとにアクセス権限を決めシステムに反映 ・アクセス権の変更を行った際は帳票を出し再確認をしている
⑤	アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			国民健康保険課長が不要となったIDやアクセス権を変更・削除している
⑥	特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P40～41	Ⅲ-3 リスク1～2	評価書のとおり
⑦	従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P41	Ⅲ-3 リスク3	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している
⑧	特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P42	Ⅲ-3 リスク4	評価書のとおり
⑨	特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		Ⅲ-3 その他のリスク	評価書のとおり

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
(3)	特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
①	委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P42～44	III-4	評価書のとおり
②	委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
③	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
④	委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			提供を禁止している
⑤	委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			消去の委託はしていない
⑥	委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P42～44	III-4	評価書のとおり
⑦	特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のためにを行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			・再委託先とも秘密保持契約を締結 ・情報セキュリティポリシー遵守を条件
⑧	特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。			特になし

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
(4)	特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
①	特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P44	Ⅲ-5 リスク1	評価書のとおり
②	特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			番号法に則しているかを判断し提供・移転を行う
③	特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-5 リスク2	評価書のとおり
④	誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P44	Ⅲ-5 リスク3	
⑤	特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		Ⅲ-5 その他のリスク	特になし
(5)	情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
①	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-6 リスク1	
②	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P45	Ⅲ-6 リスク2	評価書のとおり
③	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-6 リスク3	

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
	④ 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P46	Ⅲ－6 リスク4	評価書のとおり
	⑤ 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ－6 リスク5	
	⑥ 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P47	Ⅲ－6 リスク6	
	⑦ 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ－6 リスク7	
	⑧ 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		Ⅲ－6 その他のリスク	
(6)	特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
	① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P48	Ⅲ－7－⑤	評価書のとおり
	② 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ－7－⑥	
	③ 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ－7－⑨	該当なし
	④ 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			
	⑤ 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P49	Ⅲ－7－⑩	評価書のとおり

第三者点検項目における観点について

点検No.	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
	⑥ 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P49	Ⅲ-7-リスク2	連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き換わる
	⑦ 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-7-リスク3	消去を行う際は、「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をする
	⑧ 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		Ⅲ-7-その他のリスク	該当なし
(7)	特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。			
	① 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P50	Ⅳ-1-①	評価書のとおり
	② 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。		Ⅳ-1-②	
	③ 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。		Ⅳ-2	
	④ 住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P52	Ⅵ-2	集計後に記載予定
(8)	その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	表紙	特記事項	委託先による不正入手・不正使用等への対策として、業者選定の際に情報保護管理体制を確認し、秘密保持契約を締結している

	用語	意味
G	GUI	Graphical User Interface(グラフィカル・ユーザ・インタフェース)の略で、コンピュータグラフィックとマウスやトラックボール、タッチパッドなどのポインティングデバイスを用いて、直感的な操作を可能にする操作方法。
I	ITリテラシー	ITを使いこなす能力のこと。(インターネットなどをうまく利用する能力、様々なアプリケーションソフトを使いこなす効率的に業務を行う能力など、コンピュータに関して広い意味での利用能力)
O	OS(オーエス)	Operating Systemの省略。コンピュータ全体を管理する基本的なソフトウェア。
U	UTM(ユーティーエム)	企業などのセキュリティ対策手法の一つで、複合的な機能を持ったセキュリティ機器を導入して包括的・統合的に対策を実施すること。
V	VPN	バーチャル プライベート ネットワーク(Virtual Private Network)の略。公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、自社ネットワーク内部の通信のように遠隔地との通信が行える技術。
W	Webブラウザ	Webページを閲覧するためのアプリケーションソフト。インターネットからHTMLファイルや画像ファイル、音楽ファイルなどをダウンロードし、レイアウトを解析して表示・再生する。
あ	アクセスログ	情報システムの利用(アクセス)状況を記録したもの。
	アップデート	コンピュータに内蔵あるいは保存されたプログラムやデータを、開発元や販売元の発行する最新版を入手して入れ替え、更新すること。
	(団体内統合)宛名番号	地方公共団体で保有しているシステムの中で、個人や法人を識別するために付番されている番号のこと。地方公共団体内のみで用いられている番号であり、個人番号とは別のもの。
い	インターフェイスシステム	特定個人情報を連携するため、中間サーバーと接続を行う情報提供ネットワークシステムの一部の機能のこと。
か	監査証跡	情報システムの処理の内容やプロセスを、システム監査人が追跡するために時系列に沿って保存された記録のこと。
	外字	外字とは、文字コードやフォントデータなどに含まれていない文字を、後から独自に追加したもの。通常の文字コードに収録されていない、特殊な人名や地名に用いられる文字、歴史的な文字などを表すために用いられる。
き	擬制世帯主	国民健康保険加入者がいる世帯における国民健康保険に加入していない世帯主のこと。
し	住所地特例	当該市の国保加入者が市外の老人ホームや障がい者施設などに住所変更を伴って入所するときに、住所地特例という制度に該当する。住所地特例に該当した国保加入者は、住所を市外の施設等に置くこととなりますが、国保の資格は当該市の国保加入者として取り扱う。
	情報セキュリティポリシー	組織全体の情報セキュリティに関する基本方針等のこと。

【用語集】

	用語	意味
せ	(情報)セキュリティインシデント	セキュリティインシデントとは、コンピュータの利用や情報管理、情報システム運用に関して保安(セキュリティ)上の脅威となる事象のこと。
	セキュア	セキュアとは、安全な、不安の無い、保障された、頑丈な、などの意味を持つ英単語。ITの分野では、データやシステム、通信路などが暗号や防御ソフトなどを用いて技術的に保護され、外部からの攻撃や侵入、盗聴、改ざんなどの危険の無い状態を意味する。
	セキュリティパッチ	コンピュータで使用しているソフトウェアであるオペレーティングシステム(OS)やミドルウェアは、セキュリティ的に脆弱な部分が発見されることがある。ソフトウェアメーカーが、その対策として配布する、脆弱な部分を埋め合わせるソフトウェアのこと。
ち	中間サーバ	情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理するものであり、各地方公共団体等で設置する必要があるシステムのこと。
に	認証	認証とは、正当性を検証する作業。例えば、ユーザ名とパスワードの組み合わせを使って、コンピュータを利用しようとしている人にその権利があるかどうかや、その人が名乗っている本人かどうかなどを確認すること。
は	バッチ処理	バッチ処理とは、一定期間(もしくは一定量)データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。または、複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式。
	パターンファイル	既知のコンピュータウイルスに特有・固有のデータ出現パターンを登録したデータファイル。アンチウイルスソフト(ワクチンソフト、ウイルス対策ソフト)がコンピュータに保存されたファイルからウイルスを検出するのに使用する。
	パラメータ	ソフトウェアやシステムの挙動に影響を与える、外部から投入されるデータなどのこと。
ひ	日次／月次 (ひつぎ／げつじ)	日ごと。毎日／毎月。月ごと。
ふ	ファイアウォール	あるコンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムなどのこと。
	賦課	税金や労働などを割り当てて負担させること。所得税のような申告のみに基づいて決定する「申告課税」に対して、個人住民税のような申告や資料等の調査に基づいて行政庁の処分として決定する「賦課課税」がある。
	プラットフォーム	あるハードウェアやソフトウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェア等のこと。また、それらの組み合わせや設定、環境等の総称。
み	ミドルウェア	アプリケーションを構成するソフトウェアの一つで、例えばデータベース製品等のこと。
ろ	ログイン／ログアウト	ログインとは、コンピュータに自分の身元を示す情報を入力し、接続や利用開始を申請すること。逆に、接続を切ったり利用を終了する操作を「ログオフ」(logoff)あるいは「ログアウト」(logout)という

個人情報取扱業務登録について

【対象：平成28年3月1日から平成29年1月10日報告分まで】

目 次

1	新規・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	修正・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
3	廃止・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
4	目的外利用・外部提供・・・・・・・・	8 ページ

1 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
1	新庁舎建設室	新庁舎建設に係る近隣説明に関する業務	新庁舎建設事業等に係る近隣説明会を実施するにあたり、対象となる土地建物所有者等を特定するため。	新庁舎建設に関する近隣説明会に係る対象地域の土地所有者	平成28年4月1日	目的外
2	子ども育成課	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度業務	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度の支給対象者の確認を迅速に行い、適切に助成金の交付を行うため。	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度支給対象児童及び保護者	平成28年4月1日	本人 本人以外 目的外
3	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	川口市空き店舗補助金交付要綱の改正に伴い、個人及び法人が補助金の対象に加えられたことから、補助金の申請を受ける際に個人情報の収集を行うもの。また、要綱第4条第1項第4号において、納期が到来している市税の完納を補助要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況を確認するため、個人情報の目的外利用を開始するもの。	川口市空き店舗補助金申請者	平成28年4月1日	本人 本人以外 目的外
4	学務課	高等学校学力向上支援業務	市立高等学校の学力の向上を目的とした学習支援事業の補助を行う学習支援員を募集するにあたり、個人情報の収集を行うもの。	学習支援員を希望する者	平成28年7月1日	本人
5	協働推進課	外国人住民意識調査に係る調査対象者への調査票送付業務	法務省からの依頼により外国人にも暮らしやすい社会を実現するために行われる外国人住民意識調査の調査票の送付を行うにあたり、調査対象である18歳以上の外国人住民500人を無作為に抽出した情報を取得する必要があるため。	18歳以上の川口市内に在住する外国人500人	平成28年9月30日	目的外
6	長寿支援課	介護予防ギフトボックス事業	高齢者の介護予防を目的とした教室を実施するにあたり、はがき等で参加希望を把握する際に個人情報の収集が必要となるため。	川口市内在住の事業申込者	平成28年10月1日	本人

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
7	農政課	安行近郊緑地 保全区域にお ける新たな緑農 地保全方策検討 調査	安行近郊緑地保全区域に係 る土地利用の詳細な実態調 査及び土地所有者等への意 向調査を行うため。また、調 査結果は市の緑農地保全方 策を検討するために収集する もの。	農地基本台帳に掲載 されている農業者	平成28年10月1日	本人
8	都市計画課	景観計画の運 用等に係る業務	川口市景観計画の良好な運 用を行う上で、権利者への通 知物を確実に送付することや 調査等を円滑に行うことを可 能とするため。	川口市内に土地・家 屋を所有する者	平成28年11月1日	目的外

※収集の方法欄の「本人」とは、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

※収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場
合や法令等で定められている場合等があげられます。

※収集の方法欄の「目的外」とは、上記の「本人以外」のうち、同じ実施機関の別の業務で収集した個
人情報を利用する場合です。

2 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	医療センター医療情報課	がん登録業務	平成28年1月1日より、「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、全国の医療機関はがんと診断された人のデータを都道府県知事に届け出ることが義務付けられた。このため、収集の目的及び収集の根拠が変更となることから修正するもの。	収集の方法に法令等を追加する。	平成28年1月1日
2	高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険料賦課徴収関係業務	滞納者の財産調査、自宅訪問または電話催告を行うにあたり、固定資産税課が有している個人情報を利用することで、滞納者の資産状況をもとに納付折衝や滞納整理業務を効率よく行えるようにするため。	固定資産税課からの目的外利用を開始する。	平成28年1月14日
3	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	福祉手当は施設等(特別養護老人ホーム等)に入所した場合には受給資格対象外となるが、住民票の転居届及び転出届が出されていないことが多く、本人や家族からの申し出がないと確認が困難であり、受給資格を失っても手当を受給している事例が多く見受けられる。この場合、受給者は支給対象外となった日からの手当を遡及して返還することになるが、返還が困難であることが多い。よって、介護保険の施設利用に係るデータを活用することにより、実態把握に努め、適正な支給をすることを目的とする。	施設利用者等の利用施設からの請求情報(請求者住所、氏名、生年月日、識別番号、サービス種類、施設名、利用年月)について、介護保険課から目的外利用を開始する。	平成28年4月1日
4	協働推進課	委員会等関係業務	組織改正に伴い、課の名称が変更となったため。	担当課を「かわぐち市民パートナーステーション」から「協働推進課」に、個人情報保護管理責任者を「かわぐち市民パートナーステーション所長」から「協働推進課長」に修正する。	平成28年4月1日
5	国民健康保険課	特定健診・保健指導業務	従来は国民健康保険特定健康診査の一部除外対象者を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設又は厚生労働省で定める施設に住民登録を移した入居者としていたが、住民登録を移さない入居者についても除外可能であるため、障害福祉課からの目的外利用を開始するもの。	「個人情報記録の名称」に障害福祉施設入居者情報を追加する。障害福祉課から目的外利用を開始する。	平成28年5月23日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
6	防災課	防災リーダー認定業務	過去に防災リーダーに認定した市民の所在の確認や再受講の案内状の送付を行うにあたり、市民課から詳細な情報を目的外利用することで、確実な情報を得ることができるとともに、案内状を正確に送付することができるため。	市民課からの目的外利用を開始する。 収集記録される個人情報の項目に「異動事由」及び「異動年月日」を追加する。 対象者の範囲について、目的外による収集は74歳以下の市内在住者を追加する。	平成28年6月28日
7	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	軽自動車税で課税している資産が償却資産として誤申告されていないか調査するため。	収集・記録される個人情報の項目に識別情報を追加する。	平成28年7月11日
8	契約課	入札(見積)参加資格審査業務	登録されている業務の名称をより実態に即したものにするため名称を修正する。 また、当該業務を行う上で、参加資格申請者の経営状況を把握することを目的とし、資格の有効期間中における川口市税の納付状況を確認するため、納税課及び国民健康保険課からの目的外利用を開始するもの。	業務の名称を「入札(見積)参加資格審査申請業務」から「入札(見積)参加資格審査業務」に改めるもの。 また、収集の方法に「目的外」を加え、収集・記録される個人情報の項目に「税の納付状況」を追加する。	平成28年7月27日
9	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	生活保護受給者情報と固定資産税課税情報を突合し、固定資産税の減免の対象者を漏れなく把握することで、適正な賦課業務を行うため。	収集・記録される個人情報の項目に、ケース番号(生活保護受給者識別番号)、公的扶助を追加する。 生活福祉1課2課からの目的外利用を開始する。	平成28年8月1日
10	介護保険課	介護保険料滞納管理業務	納税課が保有している収滞納マスタの情報を目的外利用することで、介護保険料の滞納者に対して他課が行っている滞納処分の状況を把握し、重複して滞納処分をすることのないよう、効率的な介護保険料滞納管理業務を行うため。	収集・記録される個人情報の項目に、収納状況、滞納状況及び相談内容を追加する。 個人情報記録の名称に収滞納マスタを追加する。	平成28年8月1日
11	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	下水道使用料賦課の有無を把握することにより、浄化槽や汲み取り便槽使用世帯等を把握することができるため、下水道管理課からの目的外利用を開始するもの。	収集・記録される個人情報の項目に識別番号及び使用料を追加する。	平成28年9月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
12	特別債権回収室	債権回収業務	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委託を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委託を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報共有するため。	対象者の範囲に下水道使用料の滞納者を追加する。収集・記録される個人情報の項目に使用料を追加する。利用目的以外の目的のための使用を「無」から「有」に変更する。	平成28年9月1日
13	下水道管理課	下水道使用料業務	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委託を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委託を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報共有するため。	収集・記録される個人情報の項目に性別、生年月日、続柄、本籍、国籍、親族関係、婚姻歴、家庭状況、居住状況、職業、職歴、収入状況、資産状況、課税状況、公的扶助、滞納整理状況、健康状況、身体状況、病歴、障害を追加する。利用目的以外の目的のための使用を「無」から「有」に変更するもの。	平成28年9月1日
14	営業管理室	料金収納システム業務	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委託を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委託を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報共有するため。	収集・記録される個人情報の項目に収入状況、資産状況、課税状況、公的扶助を追加するもの。	平成28年9月1日
15	介護保険課	介護保険料滞納管理業務	国民健康保険課が保有している収滞納マスタの情報を目的外利用することで、介護保険料の滞納者に対して他課が行っている滞納処分の状況を把握し、重複して滞納処分をすることのないよう、効率的な介護保険料滞納管理業務を行うため。	国民健康保険課からの目的外利用を開始する。	平成28年9月8日
16	保健衛生課	畜犬登録業務	業務効率化を目的とし、犬の登録事項について、電磁的記録を用いて情報を提供できるよう修正する。	外部提供の方法に電磁的記録を追加する。	平成28年10月1日
17	納税課	滞納整理業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年1月4日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
18	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年1月4日
19	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年1月4日

3 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	かわぐち市民 パートナーズ テーション	盛人大学実行委員会支援業務	業務の見直しにより、盛人式が行われなくなったため、業務を廃止したものの。	平成28年3月31日

4 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	医療情報課	がん登録業務	外部提供	埼玉県保健医療部疾病対策課地域がん登録室		平成28年1月1日	法令等	平成28年1月1日より「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、全国の医療機関はがんと診断された人のデータを都道府県知事に届け出ることが義務化されたため、外部提供するもの。
2	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険料賦課徴収関係業務	平成28年1月14日	法令等	滞納者の財産調査、自宅訪問または電話催告を行うにあたり、固定資産税課が有している個人情報を利用することで、滞納者の資産状況をもとに納付折衝や滞納整理業務を効率よく行えるようにするため。
3	納税課	滞納整理業務	目的外利用	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	平成28年4月1日	本人同意	川口市空き店舗補助金交付要綱の改正に伴い、要綱第4条第1項第4号において、納期が到来している市税の完納を要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況を確認するため。
4	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	新庁舎建設室	新庁舎建設室に係る近隣説明に関する業務	平成28年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	新庁舎建設事業に係る事業内容及びこれに伴う都市計画変更に係る近隣説明会を実施するため、対象となる土地所有者を特定する必要がある。
5	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子ども育成課	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度業務	平成28年4月1日	本人同意	子育て世代にとって住みやすいまちづくりを推進することを目的とし、児童が病気又は病気の回復期にあつて集団保育等を行うことが困難な時期に、ベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、当派遣に要した利用料の一部を助成する。 川口市内に住所を有する小学6年生までの児童の保護者が対象であるため、適切に助成金の交付を行えるよう、必要な個人情報を住民基本台帳業務から目的外利用するもの。
6	介護保険課	介護保険給付業務	目的外利用	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	平成28年4月1日	本人同意 相当の理由・権利利益を害しない	福祉手当は施設等（特別養護老人ホーム）に入所した場合には受給資格対象外となるが、住民票の転居届及び転出届が出されていないことが多く、本人家族からの申し出がないと確認が困難であり、受給資格を失っても手当を受給している事例が多く見受けられる。この場合、受給者は支給対象外となった日からの手当を遡及して返還することになるが、返還が困難であることが多い。よって、介護保険の施設利用に係るデータを活用することにより、実態把握に努め、適正な支給をすることを目的とする。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
7	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	目的外利用	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	平成28年4月1日	本人同意	川口市空き店舗補助金交付要綱の改正に伴い、要綱第4条第1項第4号において、納期が到来している市税の完納を要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況を確認するため。
8	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	目的外利用	国民健康保険課	特定健診・特定保健指導業務	平成28年5月23日	相当の理由・権利利益を害しない	従来は国民健康保険特定健康診査の一部除外対象者を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設又は厚生労働省で定める施設に住民登録を移した入居者としていたが、住民登録を移さない入居者についても除外可能であるため、障害福祉課からの目的外利用を開始するもの。
9	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	防災課	防災リーダー認定講習業務	平成28年6月28日	相当の理由・権利利益を害しない	防災リーダーに認定した市民に対し、再受講等の案内を送付するために74歳以下の市内在住者を抽出するため。
10	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	目的外利用	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成28年7月1日	法令等	軽自動車税の課税客体であるべき小型特殊車両が償却資産として誤申告されていないか確認するため。
11	納税課	滞納整理業務	目的外利用	契約課	入札(見積)参加資格審査業務	平成28年7月27日	本人同意	川口市入札(見積)参加資格審査をする際、参加資格申請者の経営状況を把握するため、資格の有効期間中における当該申請者の川口市税の納付状況を確認する必要があることから、納税課から当該情報を目的外利用する。
12	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	目的外利用	契約課	入札(見積)参加資格審査業務	平成28年7月27日	本人同意	川口市入札(見積)参加資格審査をする際、参加資格申請者の経営状況を把握するため、資格の有効期間中における当該申請者の川口市税の納付状況を確認する必要があることから、国民健康保険課から当該情報を目的外利用する。
13	納税課	滞納整理業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	平成28年8月1日	法令等	重複して滞納処分をすることのないよう、納税課が取り扱っている税についての滞納者の収滞納状況、折衝状況を把握し、効率的に介護保険料の滞納管理を行うため。
14	生活福祉1課・2課	生活保護業務	目的外利用	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成28年8月1日	法令等	生活保護受給者情報と固定資産税課税情報を突合し、固定資産税の減免の対象者を漏れなく把握することで、適正な賦課業務を行うため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
15	特別債権回収室	債権回収業務	外部提供	下水道管理課	下水道使用料業務	平成28年9月1日	法令等	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委任を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委任を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課及び営業管理室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報を共有するため。
16	下水道管理課	下水道使用料業務	外部提供	特別債権回収室	債権回収業務	平成28年9月1日	法令等	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委任を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委任を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課及び営業管理室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報を共有するため。
17	営業管理室	料金収納システム	外部提供	下水道管理課	下水道使用料業務	平成28年9月1日	法令等	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委任を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委任を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課及び営業管理室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報を共有するため。
18	下水道管理課	下水道使用料業務	目的外利用	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成28年9月1日	相当の理由・権利益を害しない	下水道使用料賦課の有無を把握することにより、浄化槽や汲み取り便槽使用世帯等を把握することができるため、下水道管理課からの目的外利用を開始するもの。
19	国民健康保険課	滞納整理業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	平成28年9月8日	法令等	重複して滞納処分をすることのないよう、国民健康保険税についての滞納者の収滞納状況、折衝状況を把握し、効率的に介護保険料の滞納管理を行うため。
20	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	協働推進課	外国人住民意識調査に係る調査対象者への調査票送付業務	平成28年9月30日	相当の理由・権利益を害しない	法務省からの依頼により外国人にも暮らしやすい社会を実現するために行われる外国人住民意識調査の調査票の送付を行うにあたり、調査対象である18歳以上の外国人住民500人を無作為に抽出した情報を取得する必要があるため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
21	保健衛生課	畜犬登録業務	外部提供	警察署 川口保健所		平成28年10月1日	緊急 相当の理由・ 権利利益を害 しない	警察署及び保健所が迷い犬を保護した際、今までは犬の登録事項や飼い主の連絡先等を文書で提供していたが、できる限り早く飼い主と連絡を取るべきであることから、電磁的記録でも提供することとした。
22	農業委員会事務局	農地台帳業務	外部提供	農政課	安行近郊緑地保全区域における新たな緑農地保全方策検討調査	平成28年10月1日	相当の理由・ 権利利益を害 しない	安行近郊緑地保全区域に係る土地利用の詳細な実態調査及び土地所有者等への意向調査を行うもの。また、調査結果は市の緑農地保全方策を検討するために使用するもの。
23	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	都市計画課	景観計画の運用等に係る業務	平成28年11月1日	相当の理由・ 権利利益を害 しない	川口市景観計画の良好な運用を行う上で、土地建物権利者へ通知物を送付することや調査等を円滑に行うためには、正確な情報を取り扱う必要があることから、固定資産税課から個人情報をも目的外利用するもの。
24	福祉総務課	臨時福祉給付金業務	目的外利用	納税課	滞納整理業務	平成29年1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。
25	福祉総務課	臨時福祉給付金業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	平成29年1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。
26	福祉総務課	臨時福祉給付金業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	平成29年1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。